

山梨県公報

第千五百二十七号

平成十六年

十一月二十五日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	七五七
都市計画事業の事業計画の変更認可	七五七
特定非営利活動法人の設立の認証申請(四件)	七五七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	七五八

告示

山梨県告示第五百四十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
セキテイ調剤薬局昭和店	中巨摩郡昭和町西条千五百三十二番地

山梨県告示第五百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

公告

- 一 施行者の名称
甲府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業三・四・十五号住吉四丁目善光寺線(砂田)
- 三 事業施行期間
平成十四年三月七日から平成十八年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年十月二十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 すまいの相談室
 - 2 代表者の氏名 山田 一郎
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号農業共済会館一階
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、経験不足、知識不足のため、不当な不利益を被っている住宅需要者及び賃貸住宅需要者に対して、専門家の立場から需要者保護を目的とした支援を行い、広く公益に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十六年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ゆゆ

2 代表者の氏名 鈴木重人

3 主たる事務所の所在地 甲府市上石田二丁目十四番十号ドルチェニ〇二号室

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、グループホーム及びショートステイに関する事業を行い健康作り、生きがい作り等を通して、老人福祉等に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十六年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 昭和・田富・玉穂地域生活支援システム研究会

パ
ンジー

2 代表者の氏名 角間裕美

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町上河東六百九十九番地七

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県に住む障害児（者）に対して、生まれ育つた地域の中で明るく楽しく、豊かな安定した暮らしが出来るように、地域生活支援に関する事業を行う。また、障害児（者）のライフサイクルを考え、障害児（者）と地域住民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十六年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ハイドロクリン21

2 代表者の氏名 専田禎

3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡大泉村谷戸三千九百五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々に対して小水力発電を主とする再生可能エネルギー普及に関する事業を行い、地域環境保全に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南アルプス市下宮地字三輪南二二三、二二三の二、二三六の一、二三六の二、二三六の三、二三六の四及びび二三七の区域
二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市下宮地二百九十一番地 内藤希香

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番